

※一般質問の内容は名張市議会 令和5年9月12日午前11時の YouTube をご覧ください。

## 名張市は、固定資産税の取りすぎによる還付が、5 年間で 46 件あった。

伊賀市、津市等、間違いが見つかれば、記者会見を開き、説明し、ホームページに掲載するなど しっかり対応しているため、市民は固定資産評価でどのような間違いがあったのか知っている。 名張市は一度も記者会見を開いたり、ホームページに掲載は無く、市民に説明したことがない。 そのため<u>市民は名張市の固定資産評価に課税間違いが無いと勘違いをしている。</u>

名張市民は、固定資産税の課税間違いで返金された人が多数いることを知らない。

他の市町村は、間違って税金を多く徴収した場合、「記者会見を開き、お詫びし、同じような課税間違いが無いか調査をして、結果の報告、返金の説明を行う。今後の対応も説明される」

<u>名張市は納税者が固定資産の課税間違いに気づいても、請求しないと返金してくれない。</u> 「納付書には、どのように計算したのか書かれていません。」金額の大きな間違いがあれば気が付きま すが、殆どの市民の方は、疑うことなく合計金額だけを見て、納付しています。 以下名張市の近年の評価間違いの実例

 名張市の住宅用地の適用漏れ(住宅用地であれば、課税が大きく減額される) 居住用の建物があると、住宅用地の適用(200 ㎡まで六分の一、それを超えたら三分の一) がある。しかし、建物が、住宅かどうか見落としが多い。 他の市町は類似の間違いがないか調査し、多数の間違いが発見されている。 しかし、名張市は住宅用地の適用漏れの調査をしていない。

また、名張市には、昭和から全棟調査をした記録がない。

 課税間違いがあっても、納税者から請求がなかったので返金していない(3年間)
栄町地区、平尾地区内の路線価の評価で、下水が無いのに下水あり、道路の舗装が無いのに 舗装ありとして評価し、課税していた。3年後、舗装なしに修正した。
高く評価していた期間の過納付分は還付したのか尋ねると
「納税者から請求はなかった。」・・納税者が請求しないと返金しない。

- 3. 現況山林がほぼ宅地と同額で課税(約13年間)
  - ・昨年、納税者の方が窓口に行き、固定資産税が高いのではないかと指摘
  - ・課税室職員から「現地確認し、がけ地補正が漏れていた為、約半額になる。」

・納税者が、半額近くに減額されているので計算過程の説明等を求め FAX を送った。 説明が無いので市議会で質問すると、北川市長は、「聞きたかったら窓口に来ればいい」

と答弁した。

4. 名張市の固定資産評価間違い(住宅用地の適用漏れ)に対する国家賠償請求の訴訟。 原告は課税室職員の不遜(ふそん)な対応が訴訟の原因との事で、課税室職員に対し損害賠償 請求を行っている。居住部分に2回も立ち入り調査をしたが、調査の目的・内容の説明が無く、 課税中の評価の説明もなかった。【平屋と二階建てを間違えて課税】

名張市課税室に相談に行き、職員から「**来年から安くなるから・・」**と言われた方いませんか? 間違いがあれば、地方税法で5年間返金されます。来年からでは有りません。

○ 固定資産税の納付書は一方的に送られてきます。しかし、その納付書の記載が間違っているかどうか、市民は判断できません。間違いに気が付くのは金額がよほど大きい場合か、現況と大きく違う場合です。

公務員に「公務員倫理規程」があります。市民の質問、指摘があれば、しっかり調査して調べなければなりません。また、間違いがあれば修正します。しかし、近年の課税室職員は説明を求めても説明しないことが多く、間違いが見つかっても請求をしないと返金されません。「性善説」と「自浄作用」が欠如していることが問題です。

## このような名張市の状況を改善したいため、一般質問を行いました。

## 名張市議会議員 自由クラブ 木平 秀喜 市政報告

ご意見、情報をお聞かせください

〒518-0726 住所 名張市本町317番地 TEL 090-3254-7394 Gmail <u>hidekinonaba01@gmail.com</u>

※当文書につきましては政務活動費を使用しています